

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和5年度第1回瑞穂市指定管理者選定委員会
開催日時	令和5年7月11日(火曜日) 午前10時00分から11時20分
開催場所	瑞穂市役所巢南庁舎 第3-2会議室
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場について ・ 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 現在の運営状況について ・ 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 次期指定候補者の選定について
出席委員 欠席委員	<p>出席委員：畦地 真太郎、佐々木 直子 廣瀬 啓司、清水 千尋 広瀬 進一、佐藤 雅人</p> <p>欠席委員：なし</p>
公開・非公開の区分 (非公開理由)	<p>公 開 ・ 非 公 開</p> <p>(「法人、その他の団体に関する情報について」及び「公にすることにより、法人などの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について審議するため。)</p>
傍聴人数	一人
審議の概要	<p>【事務局】 開会のあいさつ、配布資料についての説明、委嘱状の交付。瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項に定める過半数の委員の出席を満たしているため、会議は成立する旨の報告。</p> <p>【委員】 委員互選により会長、副会長の決定。 会長に畦地委員、副会長に佐々木委員を選任。</p> <p>【畦地会長】 あいさつ。</p> <p>【佐々木副会長】</p>

あいさつ。

【事務局】
諮問書読み上げ。

【畦地会長】
議事に入る前に会議の公開について事務局より説明願います。

【事務局】
原則公開ではありませんが、瑞穂市情報公開条例第7条第3号に定める「法人、その他の団体に関する情報について」、「公にすることにより、法人などの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について審議を行うため非公開で執り行いたい。

【畦地会長】
ご意見ありましたらよろしく願います。ご意見なければ、非公開で行うこととします。では、議事に入ります。瑞穂市自転車駐車場及び駐車場について（資料1）及び現在の運営状況について（資料2）について事務局より説明願います。

【事務局】
資料1及び資料2について説明。

【畦地会長】
資料1及び資料2について、委員よりご意見・質問を受けたいと思います。

【廣瀬(啓)委員】
前回、初めて指定管理者を公募して5年間の管理が(株)葛井に決まりましたが、その間利用者にアンケート調査等を行ったのでしょうか。結果があれば教えていただきたい。

【事務局】
アンケート調査は行っていませんが、毎月の報告の中で苦情やご意見・要望等をいただいています。機械の故障や空気を入れてほしいなど、令和4年度合計で126件の報告が上がってきています。報告が上がってきた段階で指導を行い、改善を行っている状況です。

【広瀬(進)委員】
自転車駐車場等の稼働率はどれくらいですか。

【事務局】
令和4年度のデータになりますが、第1自転車駐車場が50.4%、第2自転車駐車場が37.3%、第3自転車駐車場が62.5%でした。

【広瀬(進)委員】

ということは、将来的に増設したりする必要はないということですか。

【事務局】
そう考えています。

【広瀬(進)委員】
指定管理者になってから、駐車料金等の変更はあったのでしょうか。

【事務局】
料金改定はしておりません。

【佐藤委員】
使用料収入は、市に入ってきて、市は指定管理料を支払うということによろしいですか。コロナで仕方ない面もありますが、使用料収入が減少した場合、契約約款上、指定管理料の変更は可能でしょうか。

【事務局】
契約の約款上では、利用者が何%になったから指定管理料をいくりにするということにはなっておりません。利用者が減ったとしても、年度協定に基づいて契約した指定管理料は支払うこととなります。

【畦地会長】
他にご意見・ご質問ありませんか、それでは、「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場について」及び「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 現在の運営状況について」はご承認いただいたものとして次に進みます。続きまして「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 次期指定候補者の選定について」事務局より説明を求めます。

【事務局】
資料3、資料4及び資料5について説明。

【畦地会長】
資料3、資料4及び資料5について、委員よりご意見・質問を受けたまわりたいと思います。

【佐々木副会長】
駐車場の使用料に対して、指定管理料の支出の方が大きい、最初から赤字でスタートすることになるが、指定管理者にはこの赤字を減らす努力は求められていないのでしょうか。

【事務局】
審査項目の中で、「指定管理料が最低限に抑えられているか」という項目を設けていますが、前回より重視し配点を大きくしています。これにより指定管理者には指定管理料を抑える努力が求められます。

【佐々木副会長】

料金改定は考えていないのでしょうか。

【事務局】

料金改定については考えていません。以前、市所有の施設の利用料について見直しが行われましたが、駐輪場の使用料について、近隣市町村の状況などを比較しその時は見送られました。配点を大きくして少しでも赤字解消につながればと考えています。

【廣瀬(啓)委員】

指定管理者があらかじめ提出する収支計画書の実績について、チェック等を行っているのでしょうか。

【事務局】

収支について報告を受けたものについて、チェックを行っています。内容について、踏み込んで指摘しにくい面があります。

【佐々木副会長】

指定管理者になってしまえば、後からクレームがあっても決まった管理料を支払うことになる。どのように対応していくのですか。

【事務局】

クレーム対応については、指定管理者から対応方法を提案いただき、市と協議を行い、指定管理者で対応いただいている。

【清水委員】

資料3の事業計画のプレゼンテーションについて、評価点が同点となった場合はどうなるのですか。

【事務局】

評価点が同点の場合、指定管理料を安く提案した方を上位としたいと思っています。

【畦地会長】

指定管理料も同額の場合、最後はくじ引きではないかと思いますが、その部分まで募集要項に明記しなければいけないと思います。

【事務局】

明記したいと思います。

【広瀬(進)委員】

管理料について、募集要項の中で瑞穂市と協議した間隔で指定管理料を支払うとあるのは3期払いとか、半期払いのことですか。

	<p>【事務局】 その通りです。</p> <p>【廣瀬(啓)委員】 駐車場使用料は公金だが、受取から納付までトラブルが起きないような仕組みが導入されていますか。</p> <p>【事務局】 毎日の入金と毎月の報告との照合を行っている。そこに今まで差異は発生していない。</p> <p>【畦地会長】 他にご意見、ご質問ありませんか。それでは、議論が尽きたということで、「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 次期指定候補者の選定について」はご了承いただけますでしょうか。</p> <p>【委員】 全員賛成。</p> <p>【畦地会長】 それでは、その他、連絡事項に移ります。事務局より説明願います。</p> <p>【事務局】 次回、第2回委員会についてはプレゼンテーションになります。開催日を調整させていただき、令和5年9月27日(水)とします。</p> <p>【畦地会長】 閉会のあいさつ。</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市都市整備部都市管理課</p> <p>TEL 058-327-2102</p> <p>FAX 058-327-2120</p> <p>e-mail tosikan@city.mizuho.lg.jp</p>